

平成30年10月施行における実施要領等改正内容について

保護の実施要領（次官通知）

- 新規就労控除額の改定（第8の3の(4)）
 - ・ 物価動向（被服及び履物CPI等）を勘案して控除額を改定
 - ・ 控除額 11,200円 → 11,300円（+100円）

保護の実施要領（局長通知）

- ① 入院患者に付添う世帯員の病院給食における実費の算定方法（第7の2の(1)の力）（H29生活保護基準の検証関係）
 - ・ 生活扶助本体の段階的施行に伴うハネ改正

【改正前】 ※基準額①：H24年基準、基準額②：H29基準

「なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額の25パーセントに相当する額を計上すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。」

【改正後】 ※基準額①：H24年基準、基準額②：H29基準、
基準額③：H30年基準

「なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②（以下「第1類費基準額②」という。）に3分の2を乗じて得た額と同表中基準額③（以下「第1類費基準額③」という。）に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①（以下「第1類費基準額①」という。）に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②（以下「第1類費基準額②」という。）」を「基準額①に0.9を乗じて得た額」と、第1類費基準額③の額が第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額③（以下「第1類費基準額③」という。）」を「基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。」

- ② 児童養育加算の認定要件（第7の2の(2)のクのイ）（H29生活保護基準の検証関係）
 - ・ 児童養育加算については、これまでの児童手当制度並びから、子どもの健全育成にかかる費用と整理し、18歳までを一律に認定対象と見直すことにした。そのため、養育にあたる者が児童である場合、当該養育にあたる児童についても認定の対象とする。

- ③ 母子加算に係る経過的加算の適用（第7の2の(2)のコの(ア)）（H29 生活保護基準の検証関係）
- 母子加算に係る経過的加算の適用に当たり、同一の者が要件①「3人以上の世帯であって、児童が1人のみいる場合」と要件②「養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、児童が2人以下であって、当該児童がすべて入院入所している場合」の要件をすべて満たす場合は、いずれか高い加算の額を計上する。
- ④ 入院患者が病院給食を受けない場合における食費の実費の算定方法（第7の2の(3)のイ）（H29 生活保護基準の検証関係）
- 生活扶助本体の段階的施行に伴うハネ改正（①と改正内容同じ）
- ⑤ 被服費の改定（第7の2の(5)のア）
- 物価動向（寝具CPI等）を勘案して基準額を改定
 - 布団類の基準額
 - （再生可能な場合）13,100円以内 → 13,200円以内（+100円）
 - （新規購入の場合）19,100円以内 → 19,200円以内（+100円）
 - 災害等の場合の基準額
 - （夏季の場合）4人まで 37,100円以内 → 37,200円以内（+100円）
 - 5人 47,700円以内 → 47,800円以内（+100円）
 - （冬季の場合）2人まで 35,000円以内 → 35,100円以内（+100円）
 - 4人まで 59,300円以内 → 59,400円以内（+100円）
 - 5人 75,300円以内 → 75,500円以内（+200円）
 - 新生児の基準額 50,900円以内 → 51,000円以内（+100円）
 - 紙おむつ等の基準額 19,900円以内 → 20,500円以内（+600円）
- ⑥ 家具什器費の改定（第7の2の(6)のア）
- 物価動向（家事雑貨CPI）を勘案して基準額を改定
 - 炊事用具、食器等の基準額
 - （一般基準）28,700円以内 → 29,100円以内（+400円）
 - （特別基準）45,800円以内 → 46,400円以内（+600円）
- ⑦ 入学準備金の見直し（第7の2の(8)、第7の8の(2)のイの(カ)）（H29 生活保護基準の検証関係）
- 就学費用の実態を踏まえて基準額を改定
 - （小学校）40,600円以内 → 63,100円以内（+22,500円）
 - （中学校）47,400円以内 → 79,500円以内（+32,100円）
 - （高校）63,200円以内 → 86,300円以内（+23,100円）
 - 生徒等が以下の事由に該当する場合であって、就学期間中に学生服、ランドセル及び通学用かばん（以下「制服等」という。）の買い換えが必要であると実施機関が認めた場合は、基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えないこととする。
 - (ア) 制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合
 - (イ) 制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合
 - (ウ) 制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合

- ⑧ 学級費の改定（第7の3の(2)、第7の8のイの(ウ)）
- ・ 就学費用の実態を踏まえて基準額を改定
 （小学校）月額 670 円以内 → 月額 830 円以内（+160 円）
 （高校）月額 1,670 円以内 → 月額 1,750 円以内（+80 円）
 ※ 中学校は据え置き（月額 750 円以内）
- ⑨ 教材代の支給対象（第7の3の(3)、第7の8の(2)のイの(エ)）（H29 生活保護基準の検証関係）
- ・ 教材代の支給対象に、楽器を加えることとする。
- ⑩ 学習支援費の見直し（第7の3の(7)、第7の8の(2)のイの(ケ)）（H29 生活保護基準の検証関係）
- ・ 学習支援費については、これまで学習参考書等の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用として毎月金銭支給していたものから、クラブ活動に要する費用の実費支給に見直しを行う。（H29 生活保護基準の検証関係）
 - ・ 合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となることにより、真にやむ得ないと実施機関が認めたときは、1学年ごとに、告示で定める基準額に換えて、基準額に 1.3 を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととする。

（参考）告示で定める学習支援費の基準額と 1.3 倍の額

（小学校）年額 15,700 円以内 — 1.3 倍 → 20,400 円以内
 （中学校）年額 58,700 円以内 — 1.3 倍 → 76,300 円以内
 （高校）年額 83,000 円以内 — 1.3 倍 → 107,900 円以内

- ⑪ 出産扶助費の改定（第7の7の(1)及び(2)）
- ・ 急変等における出産費用の実態を踏まえて基準額を改定
 - ・ 急変等の場合の基準額 308,000 円 → 305,000 円（▲3,000 円）
- ⑫ 技能修得費の改定（第7の8の(2)のア）
- ・ 物価動向（専修学校授業料 CPI 等）を勘案して基準額を改定
 （あん摩針灸等の基準額）78,000 円以内 → 80,000 円以内（+2,000 円）
 （特別基準の基準額）131,000 円以内 → 133,000 円以内（+2,000 円）
 （特特基準の基準額）209,000 円以内 → 213,000 円以内（+4,000 円）
- ⑬ 高等学校等就学費の災害等における学用品の再購入費用の額の改定（H29 生活保護基準の検証関係）
- ・ 毎月金銭支給する基本額の改定に伴うハネ改正
 - ・ 再購入費用の基準額 27,250 円以内 → 26,000 円以内（▲1,250 円）
 ※ 従来から毎月金銭給付する「基本額」の5倍として設定。
 ※ 小中学校の当該費用の基準額は、就学奨励制度（文科省所管の特別支援学校への就学費用の助成制度）並びで設定。今回は据え置き。

保護の実施要領の取扱い（課長通知）

- ① 教育扶助及び高等学校等就学費における毎月の金銭支給の一括交付の見直し（第7の問23、第7の問81）
 - ・ 学習支援費の実費支給化に伴い、一括交付の対象から学習支援費を削除する。
- ② 児童福祉施設に入所する児童の児童養育加算の取扱い（第7の問60）
 - ・ 局長通知の改正②同様、児童手当制度並びからの変更に伴い、児童福祉施設に入所する児童については、生活扶助本体が算定される場合（居宅以外の基準生活費が算定される場合）は、児童養育加算の算定対象とする。
- ③ 児童養育加算の算定対象（第7の問60の2）
 - ・ 高等学校等の就学の有無に関わらず、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのある者すべてを児童養育加算の算定対象とする。
- ④ 学童服における被服費（一時扶助）と入学準備金における学生服の買い換え費用の併給（第7の問61）
 - ・ 小学校4年生への進級時に支給する学童服の被服費については、小学校の場合、近年では学生服ではなく、平服を着用することが一般的なことを踏まえ、学童服における被服費と買い換えに係る入学準備金との併給を認めて差し支えないこととする。
- ⑤ 入院患者等がいる場合の第1類費の逓減率の考え方（第7の問79）
 - ・ 生活扶助本体の段階的施行に伴うハネ改正（局長通知の改正①と改正内容同じ）
- ⑥ 学習支援費のクラブ活動の範囲（第7の問102）
 - ・ クラブ活動の実施状況は、地域によって様々であることから、学校で実施するクラブ活動に限定するものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であって、当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動も含むものとして差し支えないこととする。
 - ・ なお、営利を目的として運営されている活動は対象としないこととする。
- ⑦ 職場給食費の取扱い（第8の問46）
 - ・ 生活扶助本体の段階的施行に伴うハネ改正（局長通知①と改正内容同じ）
- ⑧ 学習支援費の要否判定の取扱い（第10の問4）
 - ・ 学習支援費の実費支給化に伴い、要否判定の費目の対象から学習支援費を除く。

別冊問答集（課長事務連絡）

- ① 義務教育中の者が寄宿舍等に入所している場合の生活扶助本体の算定方法（問7-7）
 - ・ 生活扶助本体の段階的施行に伴うハネ改正（局長通知①と改正内容同じ）
- ② 入院患者が外泊した場合の食費の算定方法（問7-33）
 - ・ 生活扶助本体の段階的施行に伴うハネ改正（局長通知①と改正内容同じ）
- ③ 入院・入所中の者がグループホーム等に体験入所する場合の食費の算定方法（問7-34）
 - ・ 生活扶助本体の段階的施行に伴うハネ改正（局長通知①と改正内容同じ）
- ④ 入学準備金の支給対象範囲（問7-60-2）
 - ・ これまで小学校及び中学校における入学準備金の支給対象範囲を明示していなかったところ、制服等の買い換えを認めることを踏まえ、既に明示している高等学校等就学費の入学準備金の支給対象範囲の問答に、小中学校の内容も加える。（これに伴い、高等学校等就学費の入学準備金の支給対象範囲の問答問7-146は削除する。）
 - ・ 制服等の買い換えに必要な費用の支給に当たっては、支給対象範囲は学生服、ランドセル及び通学用かばんに限定することとする。

【改正案】

「 入学準備金については、ランドセルのほか、学生服、通学用かばん、靴、ワイシャツ及び体育着など、入学時に用意する必要があり、当該学校の児童又は生徒が入学時に購入する学校指定用品（教育扶助及び高等学校等就学費における教材代の給付対象となるものを除く）等の購入経費に対応するものである。

なお、局長通知第7の2の(8)のイ又は第7の8の(2)のイの(カ)に定める制服等の買い換えに必要な費用の支給（以下「制服等の買い換えに必要な費用の支給」という。）において、対象品目は学生服、ランドセル及び通学用かばんに限定することに留意されたい。」

- ⑤ 制服等の買い換えに必要な費用の支給時期（問7-60-3）
 - ・ 買い換えの時期が分かれる場合には、当該年度の4月から翌年3月までの間に、当該上限額の範囲内で、買い換えが必要となった時期に必要な最小限度の回数を給付できることを示す。
 - ・ また、個人の趣味嗜好を理由とした買い換えの申請を防止する観点から、当該理由を認める趣旨ではない旨を、念入りに明示する。

【改正案】

「 買い換えの時期が異なる場合には、当該年度の4月から翌年3月までの間に、局長通知第7の2の(8)のア又は第7の8の(2)のイの(か)に規定する入学準備金の額の範囲内で、買い換えが必要となった時期に必要な最小限度の額を給付して差し支えない。

なお、制服等の買い換えに必要な費用の支給に当たっては、局長通知第7の2の(8)のイに規定する(ア)から(ウ)まで又は第7の8の(2)のイの(か)に規定するaからcまでに該当する場合に限り認めるものであり、個人の趣味嗜好を理由とした買い換えを認めるものではない。」

- ⑥ 経過的加算の認定（問7-173）
 - ・ 生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算に係る経過的加算について、それぞれの認定の具体例を示す。
- ⑦ 教育費の説明の変更
 - ・ 学習支援費の実費支給化に伴うハネ改正
- ⑧ 課外のクラブ活動費用と教材代の関係（問7-80）
 - ・ 教材代の支給対象に、楽器を加えることに伴うハネ改正
- ⑨ 学習支援費の給付対象となる費用（問7-80-2）
 - ・ 学習支援費の給付対象の費用について、以下のとおり例示する。
 - (1) クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用
 - (2) 部費
 - (3) クラブ活動に伴う交通費
 - (4) 大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む。）
 - (5) 合宿費用（交通費及び宿泊費を含む。）
- ⑩ 学習支援費の給付手続（問7-80-3）
 - ・ 学習支援費の給付手続について、事前給付や精算給付の方法を示す。

【改正案】

「 学習支援費の給付については、あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合は、保護変更申請書と併せて、クラブ活動に要する費用が確認できる資料を徴し、その必要額を確認の上、それぞれの基準額の範囲内において必要な額をできる限り事前に給付することとされたい。

上記の必要額が確認できる資料としては、物品に関しては、必要となる

額がわかる学校からの購入品目のリスト、チラシ又はカタログ・パンフレット等による確認、交通費に関しては、行き先の交通ルートによる確認が考えられる。

また、必要に応じて、教育委員会等から当該費用にかかる情報を提供してもらうなど、関係機関とも連携の上、当該費用の確認に努められたい。

なお、事前給付後においては、例えば、クラブ活動にかかる道具類等の購入費用や合宿費用など、一般的に領収書・レシートが容易に取得可能と考えられるものについては、事後に領収書・レシートを確認されたいが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難なものについては、被保護者からの領収書・レシートの提出を不要として差し支えない。

一方、事前に必要額の把握が困難である場合には、精算給付としても差し支えないが、領収書・レシートの取得が比較的困難なものについては、領収書・レシートの確認は要さず、被保護者からの申請のみによって支給することとして差し支えない。

いずれにしても、学習支援費の給付に当たっては、保護の実施機関は日頃の訪問調査や生活相談等を通じて、当該被保護者のクラブ活動の状況の把握に努めるとともに、被保護者に対して、クラブ活動に要する費用が生じる場合は、できる限り事前に相談するよう助言指導されたい。」

- ⑪ 学習支援費におけるクラブ活動の加入の確認（問7-80-4）
- ・ クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求める必要はなく、被保護者からの申し出に基づくものとして差し支えないこととする。
- ⑫ 学習支援費の給付回数の限度や給付時期（問7-80-5）
- ・ 学習支援費は、1学年につき、給付対象となる当該年度の4月から翌年3月までの間に、当該上限額に達するまでは、回数及び時期を問わずに給付することが可能であることなどを示す。

【改正案】

「 学習支援費については、1学年につき、年間の上限額として設定していることから、当該上限額に達するまでは、給付対象となる当該年度の4月から翌年3月までの間に、回数及び時期を問わずに給付して差し支えない。

保護の実施機関においては、当該年度における累積の給付額をケース記録等へ記載する等により適切に管理するとともに、被保護者に対しても、当該年度における給付可能な残額を説明することとされたい。

なお、当該年度において、クラブ活動を行うための費用が上限額を超える場合は、保護費のやり繰りによるほか、本人のアルバイト収入等による収入認定除外の活用により賄うことも可能であることから、併せて、被保護者に対して説明することとされたい。」

- ⑬ クラブ活動をやめた場合の学習支援費の取扱い（問7-80-6）
- ・ 既に学習支援費の対象となるクラブ活動に要する費用として支出したものについては、返還対象とはしないこととする。
 - ・ ただし、実際の支出に至らなかったものについては、費用返還を求めることとする。
- ⑭ 長期欠席児童に対する教育扶助の支給（問7-89）
- ・ 学習支援費については、これまで学習参考書等の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用を毎月金銭支給していたことから、自宅における学習に必要と認められる場合は、長期欠席児童に対しても学習支援費を支給していたところ、今回の見直しにより、長期欠席児童に対しては、課長通知⑥で認める範囲の活動を行う場合において認めることとする。
- ⑮ 高等学校等就学費の教材代の取扱い（問7-144）
- ・ 教材代の支給対象に楽器を加えることに伴うハネ改正
- ⑯ 高校受験における入学考査料の支給回数の見直し（問7-145）
- ・ 高校受験における入学考査料の支給回数について、1回限りの取扱いから原則2回までとし、いずれの高校にも合格せず、さらに二次募集を受験する等のやむを得ない理由がある場合に限り、必要最小限の回数の給付を認めて差し支えないこととする。
- ⑰ 高校における入学準備金の対象品目（問7-146）
- ・ 問7-60-2への移設に伴い、削除する。（④参照）
- ⑱ 高等学校等就学費の実費支給の給付手続（問7-149）
- ・ 学習支援費の実費支給に伴うハネ改正
- ⑲ 要否判定の説明の変更
- ・ 学習支援費の実費支給化に伴い、要否判定の費目の対象から学習支援費を除く。

学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について（局長通知）

- 学習支援費の実費支給に伴い、創設時の通知を廃止する。